

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、県庁内のコピー機使用に係るコピー対象を規定した内容が分かる資料について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年4月9日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「県庁内のコピー機使用に係るコピー対象を規定した内容が分かる資料（コピーを禁止している対象資料の取扱い等）」（以下「本件対象公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年4月23日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書が存在しないことを理由とする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成19年4月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成19年6月18日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、県庁内のコピー機使用に係るコピー対象を規定した内容が分かる資料に関する開示請求であり、その資料が存在しないとは到底理解できず、関係する資料の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、概ね次のとおりである。

本件開示請求は、情報公開室において新聞のコピーができないとする職員の見解に対して、その根拠について記述した資料を求めたものである。

新聞のコピーについては、県庁内の一部の所属からも頂くこともあり、富山市役所、近隣のホテル、コンビニ等においても制限されていない。また、著作権のみを理由に新聞の

コピーができないと拒絶しているが、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 30 条は、一定の場合を除いて、私的使用のための複製を許容している。

第 4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する公文書の非開示決定に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、行政資料閲覧コーナーに備え置いている新聞の記事の一部を、異議申立人が、同コーナーに設置してある情報公開事務用のコピー機でコピーするよう要求したところ、情報公開総合窓口の職員に断られたことから、県庁でコピーを禁止している資料の取扱いはどのようになっているのかを知りたいとして開示請求がなされたものである。
- (2) 県庁内のコピー機は、県民等への情報提供も含めた県の事務の執行に必要な範囲で適切に使用しているものであり、「コピー対象資料」や「コピー禁止対象資料」について特段定める必要もないため、それに係る何らの公文書は作成されていない。したがって、本件開示請求に係る公文書は保有しておらず、不存在による非開示決定をしたものである。
- (3) 異議申立人は、不服申立ての理由として、県庁内の他課からは新聞のコピーをもらっていること、著作権法の解釈に相違があることなどを挙げ、不服申立ての趣旨として「不存在は到底理解できず」としているが、著作権法の解釈と本件処分とは何らの因果関係があるはずもなく、開示が求められた公文書がどのようなものか、また、その公文書が存在するかどうかの事実のみが本件異議申立てにおいて考慮されるべきものと考えらる。

第 5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象は、県庁内の複写機の複写対象について規定した公文書であり、実施機関は本件対象公文書を作成していないことから、保有していないことを理由に本件処分を行った。

これに対し、異議申立人は、複写機使用に係る複写対象を規定した本件対象公文書が存在するはずはなく、開示されるべきであると主張しているため、本件対象公文書の存否について検討する。

2 本件対象公文書の存否等について

異議申立人は、本件開示請求は情報公開窓口において新聞の複写ができないとする根拠について記載された公文書の開示を求めたものであると主張する。

これに対して、実施機関は、県民等への情報提供を含めた県の事務の執行に必要な範囲内で適切に複写機を使用しているため、複写の対象または禁止対象について特段公文書を作成する必要がないことから、本件対象公文書を保有していないと説明している。

このような実施機関の説明は、県の事務の執行における複写機使用の実態に鑑みて、特段の不自然又は不合理な点はないと認められる。

なお、異議申立人が主張する著作権法の解釈については、本件処分の妥当性を判断するに当たって考慮すべき事情とは言えないものとする。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 6月18日	諮問書を受理
平成21年 2月25日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成21年 3月18日	非開示理由説明書を受理
平成21年 4月10日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成21年 7月 1日 (第68回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成21年 7月29日 (第69回審査会)	審議
平成21年 9月 2日 (第70回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	前富山県労働委員会委員	